

香川県条例第19号

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例

香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(種別及び金額) 第2条 略				(種別及び金額) 第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。 2 略			
別表第1（第2条関係） 第1表 使用料の部				別表第1（第2条関係） 第1表 使用料の部			
種別	区分	単位	金額	種別	区分	単位	金額
1 略				1 略			
2 公の施設の使用料				2 公の施設の使用料			
(1) 高等学校				(1) 高等学校			
全日制	略			全日制	授業料	1年度	118,800円
定時制	略			定時制	授業料	1年度	26,400円
					聴講料	1単位	1,430円
通信制	略			通信制	受講料	1科目	730円
専攻科	略			専攻科	授業料	1年度	118,800円
<u>全日制及び定時制の授業料並びに通信制の受講料（高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）附則第2項の特科生に係るものを除く。）については、これらを徴収しないことが高等学校（専攻科を除く。）における教育に要する経費に係る生徒間の負担の公平の観点から相当でないと認められる特別の事由があるとして規則で定める場合に限り、徴収する。</u>							
(2)～(36) 略				(2)～(36) 略			
第2表 略				第2表 略			

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。